

入管法改悪反対 第3弾

#在留特別許可制度を
「補完的保護」に替える
ことに反対します

政府提出の入管法改正案は、

難民認定手続の中の在留特別許可制度を、「補完的保護対象者」（難民以外で、迫害を受けるおそれのある人）の認定制度に置き換える

としています。しかし、

- ① 「迫害のおそれ」をほとんど認めない法務省の判断では、「補完的保護」の範囲はほんのわずかしか期待できません。
- ② かえって、迫害といえなくとも差別被害を受けてきた人などを在留特別許可で助ける余地がなくなります。
- ③ 日本で育った難民の子どもたちや、日本人と結婚した難民の人たちが、在留特別許可を受ける機会の保障を奪われてしまいます。



全国難民弁護団
連絡会議

Japan Lawyers Network for Refugees



open the gate for all